

第3期能勢町障がい者計画

平成30年3月

能勢町

はじめに

「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、

支えあい共に生きるまち」を目指して



障がいのある人もない人も、誰もが安心して地域で暮らしていける社会の実現は、すべての住民の願いであります。

能勢町では、平成20年に策定した「第2期能勢町障害者計画」に基づき、障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、保健・医療、福祉・教育、生活支援など幅広い分野を対象とした障がい者施策に取り組んでまいりました。

国では、「障害者総合支援法（平成25年）」や「障害者差別解消法（平成28年）」が施行されるなど、障がい者施策に関する法整備が一段と進み、平成26年には障がい者の尊厳の尊重と権利の実現のための措置等について定めた国連の障害者権利条約の批准にいたりしました。

一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化など社会情勢が刻々と変化する中で、障がい者を取り巻く環境も大きく変わり続けています。

こうした時代の変化や課題に対応するため、このたび「第3期能勢町障がい者計画」を策定いたしました。この計画は、障がいのある人も自らの意思により安心した生活を送ることができるように社会的障壁の除去を進めることで、その人らしい生活ができるまちをめざすものであり、第2期計画の基本的な考え方を継承しつつ、障害者基本法の理念や関連する指針等を踏まえ、地域共生社会実現のための整備や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、さらには障がい児支援の提供体制の整備等をめざすものです。また、本計画の実施計画に相当する「能勢町障がい福祉計画」や「能勢町障がい児福祉計画」と整合・連携を図るものです。

今後、本計画の着実な実施に向け、障がいのある方、ご家族、障がい者団体、事業所、そして住民の皆様のご協力をいただきながら、全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様をはじめ関係各位の深いご理解とより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました能勢町障がい者計画等推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご協力をいただきました住民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

能 勢 町 長 上 森 一 成

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画の策定体制	4

第2章 能勢町を取り巻く現状

1. 人口・世帯等の推移	5
2. 年齢3区分別割合の推移	5
3. 手帳所持者の状況	6
4. 調査結果からみた現状	12
5. 障がいのある人を取り巻く課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	24
2. 計画の基本的視点	25
3. 計画の施策体系	26

第4章 施策・取組の展開

1. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	27
2. いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進	30
3. 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進	33
4. 心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進	35
5. とともに学び成長する療育・教育の推進	36
6. 人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進	38

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	40
2. 国や大阪府、近隣市町との連携	40
3. 保健・医療・福祉との連携	40
4. 人材の育成と確保	40

資料編

1. 能勢町障がい者計画等推進委員会設置要綱	41
2. 能勢町障がい者計画等推進委員会委員名簿	43
3. 用語解説	44

第1章 計画の概要

1

計画策定の趣旨

わが国では、少子・高齢化の進行に合わせて社会福祉を取り巻く環境も大きく変化しており、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、重複化、そして、障がいのある人を支える家族の高齢化などを背景に障がい福祉施策へのニーズも増大、多様化、複雑化しています。

このような状況を背景に、わが国においては、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という）の批准に向けた国内法の整備を進め、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准されました。

平成23年に改正した「障害者基本法」では、障がいのある人の定義を見直すとともに、障害者権利条約にある障がいのある人に対する合理的な配慮の概念を盛り込みました。さらに、平成24年6月には障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）に改正し、難病患者を障がい福祉サービスの対象に含めるなど制度改正を実施しています。そのほか、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行と、障がいのある人の権利擁護等を目的とする法律の整備が段階的に行われてきました。

本町においても、高齢化や世帯の小規模化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って、障がい福祉のニーズは、より多様化している傾向にあります。障がいのある人が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、本町が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

今回策定する第3期能勢町障がい者計画は、これまでの考えを継承しつつ、能勢町総合計画、国及び大阪府の関連計画と整合を図りながら、住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまちの実現にむけ、分野別施策の方向性を定め、障がい者施策の総合的な推進を図るために策定するものです。

※「障害」の「害」の表記の取り扱いについて

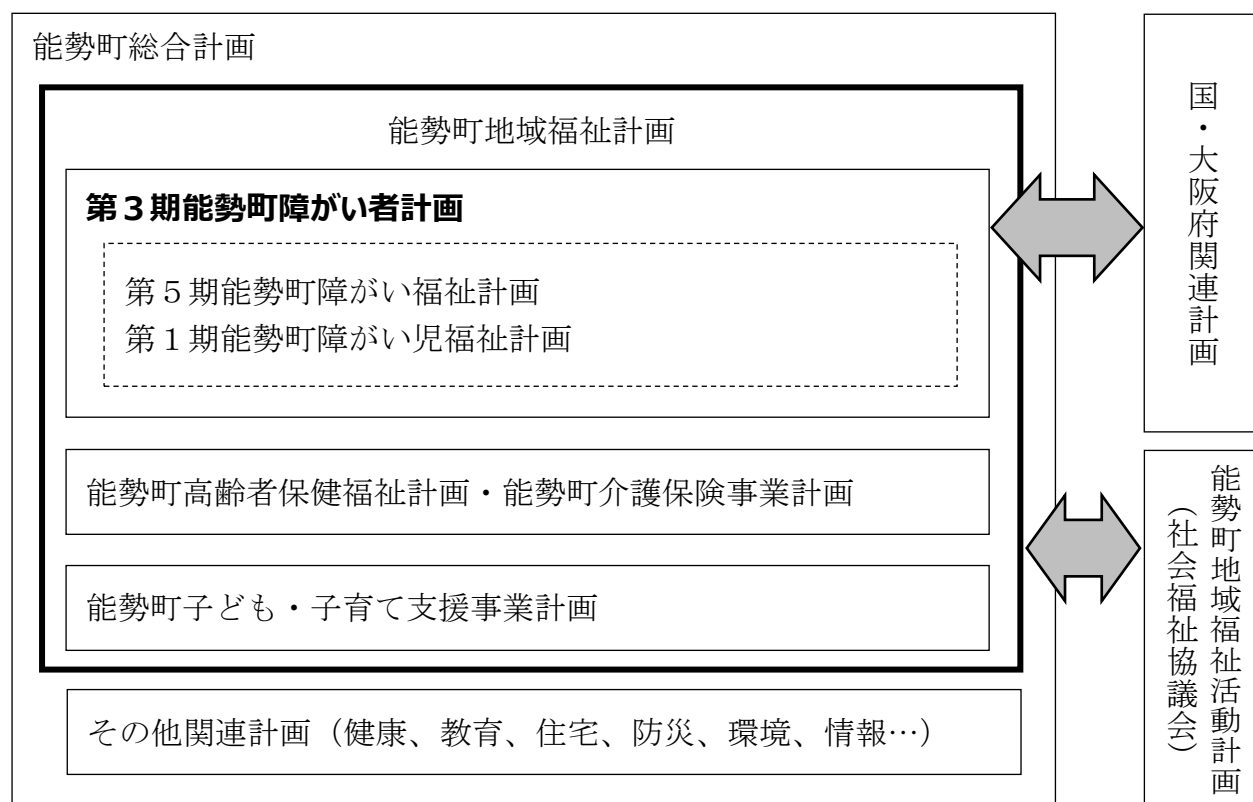
大阪府及び大阪府内の市町村では、障がいのある方の思いを大切にし、障がい者理解を深めていただくため、作成する文章等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しております。なお、団体名などの固有名詞や法令の名称は除きます。

2

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項を根拠に策定が義務付けられた「市町村障がい者計画」であり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

また、本計画は、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保など、本計画の実施計画に相当する「能勢町障がい福祉計画・能勢町障がい児福祉計画」と整合・連携を図ります。また、能勢町総合計画の福祉分野全般を包括する「能勢町地域福祉計画」との整合を図るとともに、町の関連計画である能勢町高齢者保健福祉計画・能勢町介護保険事業計画、能勢町子ども・子育て支援事業計画、また国及び大阪府の関連する計画とも整合・連携を図りながら策定するものです。



3

計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 38 年度までの 9 年間とします。また、社会経済情勢やニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度	平成 35 年 度	平成 36 年 度	平成 37 年 度	平成 38 年 度
総合計画	第 5 次（平成 24 年～33 年）					第 6 次（平成 34～43 年）				
地域福祉計画	第 3 次（平成 28 年～32 年）				第 4 次（平成 33 年～37 年）				第 5 次	
障がい者計画	見直し	第 3 期								
障がい福祉計画	見直し	第 5 期		第 6 期		第 7 期				
障がい児福祉計画	策定	第 1 期		第 2 期		第 3 期				
地域福祉活動計画	第 2 次（平成 28 年～32 年）				第 3 次（平成 33 年～37 年）				第 4 次	

4

計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本町が援護の実施者として関わる全ての障がい手帳交付者（児）・障がいサービス受給者（児）を対象にアンケート調査を実施し、町内にある障がいサービス事業所や障がい者団体についてはアンケート調査並びにヒアリング調査を実施することにより実態把握に努め、障がい施設関係者・団体等の代表者などで構成される「能勢町障がい者計画等推進委員会」で計画案について審議を行うとともに、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う地域自立支援協議会と連携、調整を図りながら策定しました。

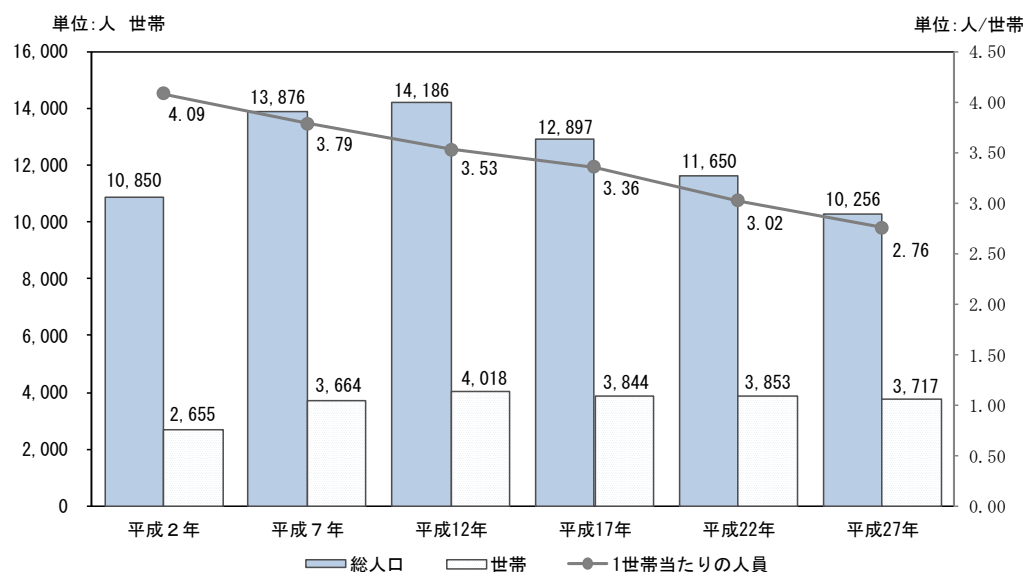
また、「能勢町パブリックコメント*手続に関する要綱」に基づくパブリックコメント*を実施し、町民の意見・提言を反映することに努めました。

第2章 能勢町を取り巻く現状

1

人口・世帯等の推移

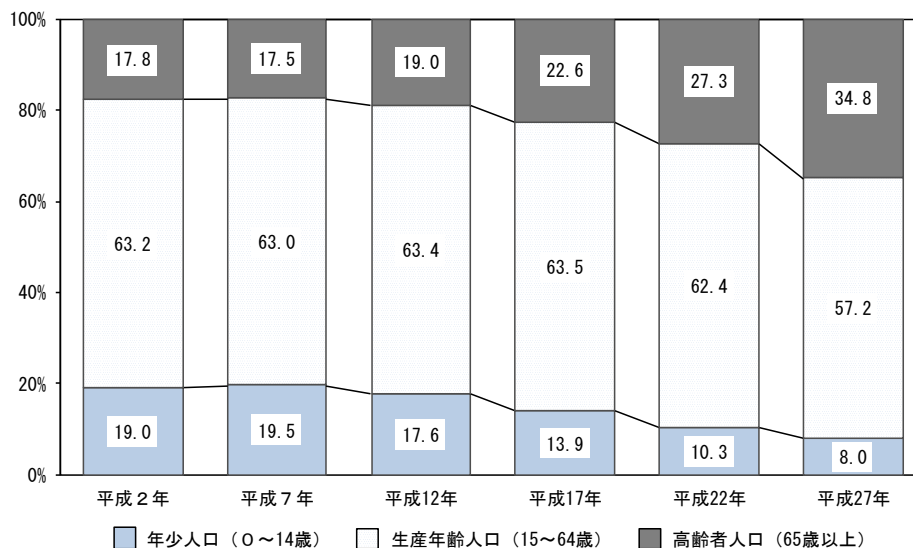
人口は平成12年をピークに徐々に減少、世帯数も平成12年をピークに減少し、平成22年に微増となったものの平成27年には再び減少しています。1世帯当たりの人口においては平成2年以降、一貫して減少しています。



2

年齢3区分別割合の推移

高齢者人口の割合は平成7年には減少していますが、その後増加に転じ平成27年には34.8%、年少人口は8.0%と1割を切り、少子高齢化が進行しています。



3

手帳所持者の状況

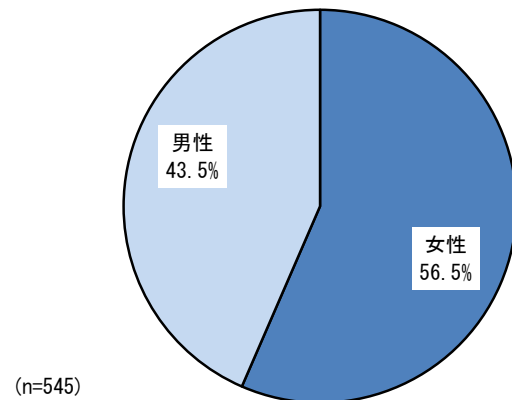
(1) 身体障害者手帳所持者

性別の所持者数をみると、「女性」が 56.5%、「男性」が 43.5%となっています。

【性別】 単位：人

計	545
女性	308
男性	237

平成 29 年 10 月 31 日現在

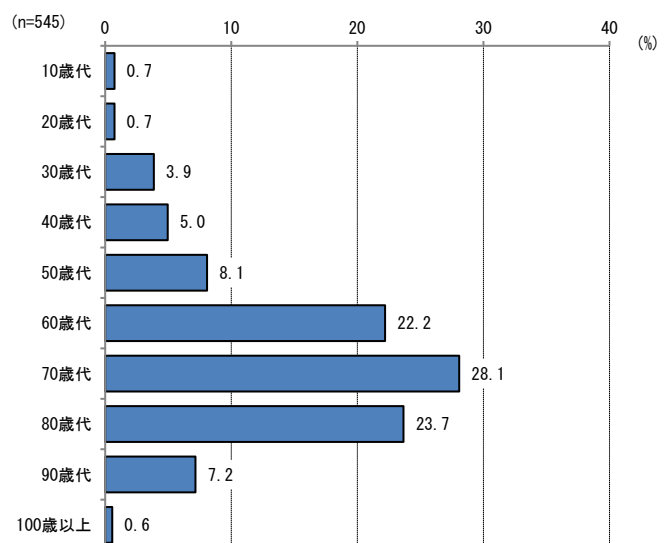


年代別の所持者数をみると、「70 歳代」の割合が 28.1%で最も高く、60 歳代以上で全体の約 8 割を占めています。

【年代別】 単位：人

計	545
10 歳代	4
20 歳代	4
30 歳代	21
40 歳代	27
50 歳代	44
60 歳代	121
70 歳代	153
80 歳代	129
90 歳代	39
100 歳以上	3

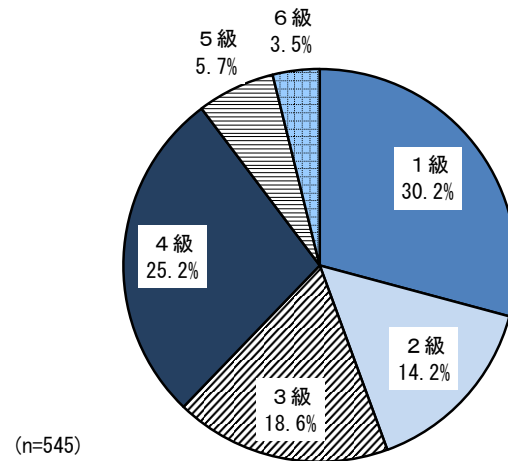
平成 29 年 10 月 31 日現在



総合等級別の所持者数をみると、「1級」の割合が30.2%で最も高く、「4級」の25.2%、「3級」の18.6%が続きます。

【総合等級別】	単位：人
計	545
1級	159
2級	83
3級	97
4級	150
5級	35
6級	21

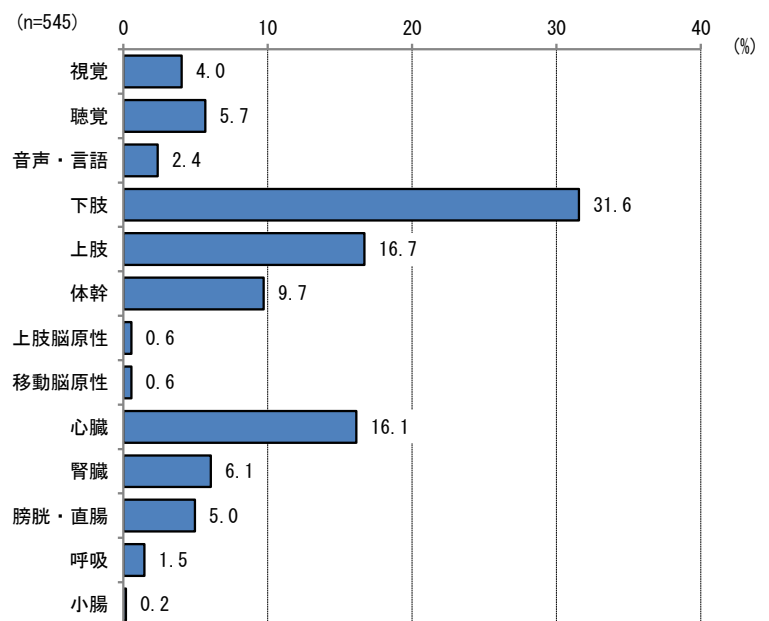
平成 29 年 10 月 31 日現在



代表障がい別の所持者数をみると、「下肢」の割合が31.6%で最も高く、「上肢」の16.7%、「心臓」の16.1%が続きます。

【代表障がい別】	単位：人
計	545
視覚	22
聴覚	31
音声・言語	13
下肢	172
上肢	91
体幹	53
上肢脳原性	3
移動脳原性	3
心臓	88
腎臓	33
膀胱・直腸	27
呼吸	8
小腸	1

平成 29 年 10 月 31 日現在

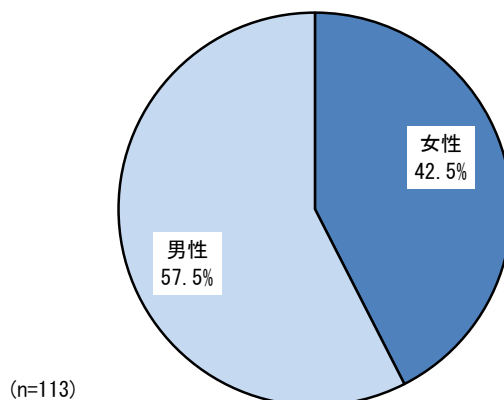


(2) 療育手帳所持者

性別の所持者数をみると、「女性」が 42.5%、「男性」が 57.5%となっています。

【性別】	単位：人
計	113
女性	48
男性	65

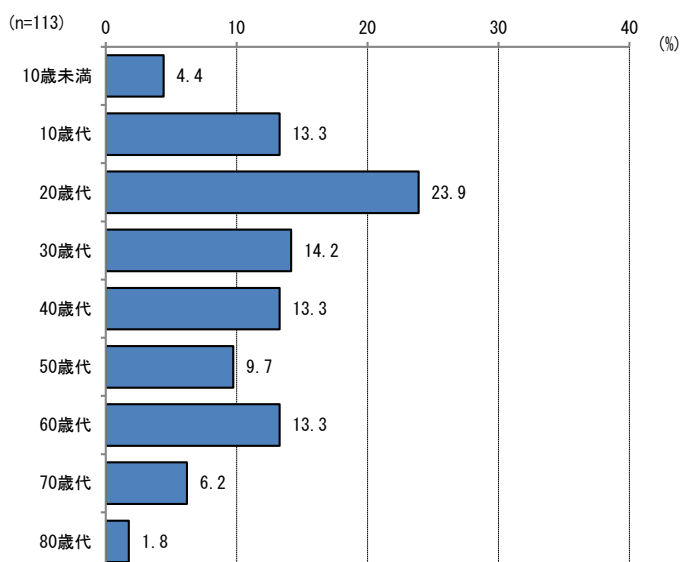
平成 29 年 10 月 31 日現在



年代別の所持者数をみると、「20 歳代」の割合が 23.9%で最も高く、「30 歳代」の 14.2%、「10 歳代」「40 歳代」「60 歳代」の 13.3%が同率で続きます。

【年代別】	単位：人
計	113
10 歳未満	5
10 歳代	15
20 歳代	27
30 歳代	16
40 歳代	15
50 歳代	11
60 歳代	15
70 歳代	7
80 歳代	2

平成 29 年 10 月 31 日現在

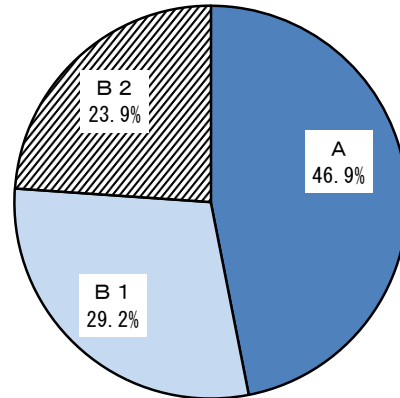


障がい程度別の所持者数をみると、「A」の割合が 46.9%で最も高く、「B 1」の 29.2%、「B 2」の 23.9%が続きます。

【障がい程度別】 単位：人

計	113
A	53
B 1	33
B 2	27

平成 29 年 10 月 31 日現在

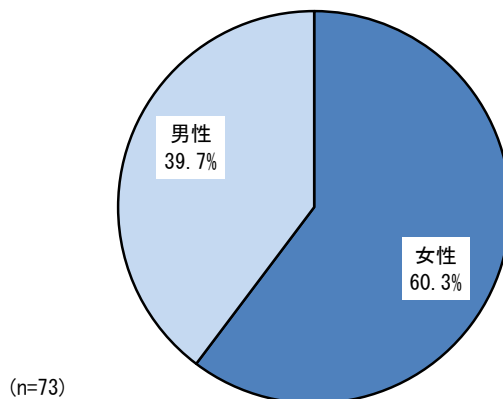


(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

性別の所持者数をみると、「女性」が 60.3%、「男性」が 39.7%となっています。

【性別】	単位：人
計	73
女性	44
男性	29

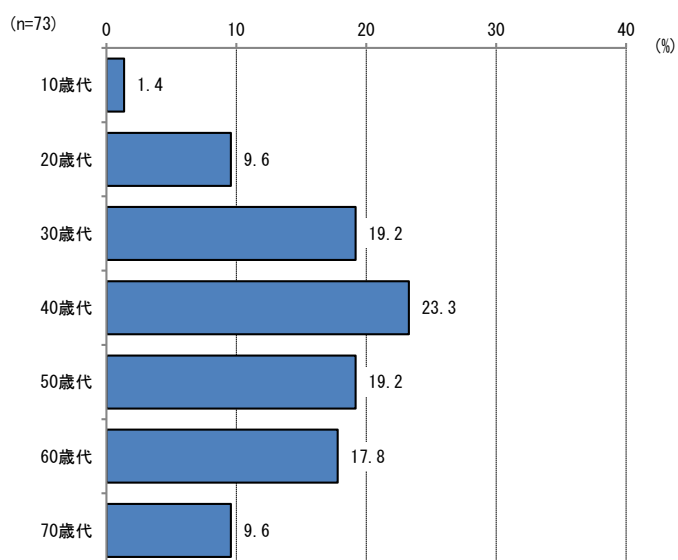
平成 29 年 10 月 31 日現在



年代別の所持者数をみると、「40 歳代」の割合が 23.3%で最も高く、「30 歳代」「50 歳代」が同率で 19.2%、「60 歳代」の 17.8%が続きます。

【年代別】	単位：人
計	73
10 歳代	1
20 歳代	7
30 歳代	14
40 歳代	17
50 歳代	14
60 歳代	13
70 歳代	7

平成 29 年 10 月 31 日現在

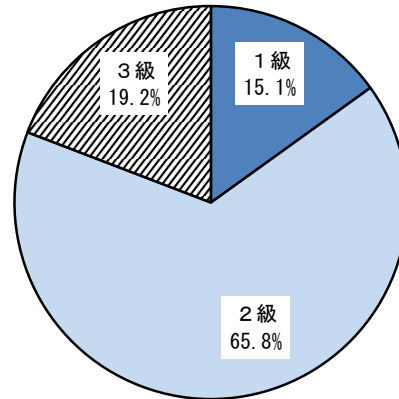


等級別の所持者数をみると、「2級」の割合が65.8%で最も高く、「3級」の19.2%、「1級」の15.1%が続きます。

【等級別】 単位：人

計	73
1 級	11
2 級	48
3 級	14

平成 29 年 10 月 31 日現在



4

調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、障がいのある方々の日常生活等に関するご意見をお伺いし、計画に反映させる基礎資料とするためにアンケートとヒアリング調査を実施しました。

②調査概要

対象	障がい者手帳所持者	事業所・団体	
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収	ヒアリング調査
対象数	726 件	14 事業所、4 団体	14 事業所、4 団体
有効回収数/ 協力者数	390 件 (53.3%)	14 事業所 (100.0%) 4 団体 (100.0%)	14 事業所 4 団体

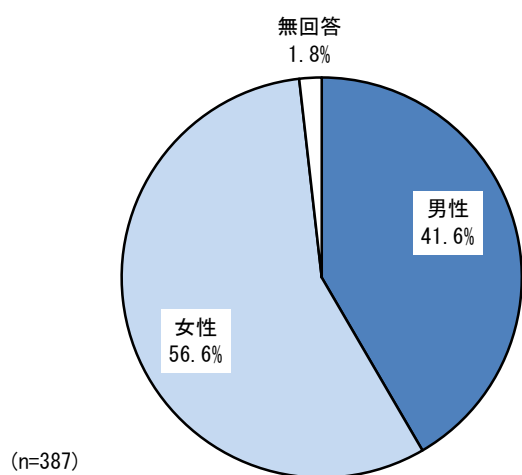
③調査結果の見方

- ・回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を上回る。
なお、本文中、表やグラフに「MA（MAはMultiple Answerの略）％」という表示がある場合は、複数回答を依頼した質問である。また、「3LA（3 Limited Answerの略）％」や「2LA」という表示がある場合は、回答選択肢の中からあてはまるものを3つまで、あるいは2つまでの回答を依頼した質問である。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記している場合がある。
- ・回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになる。
- ・グラフにおいて、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。
- ・事業所・団体アンケート及びヒアリング調査結果の意見については、そのまま記載することを基本としたが、個人や団体が特定されないよう適宜要約している場合がある。

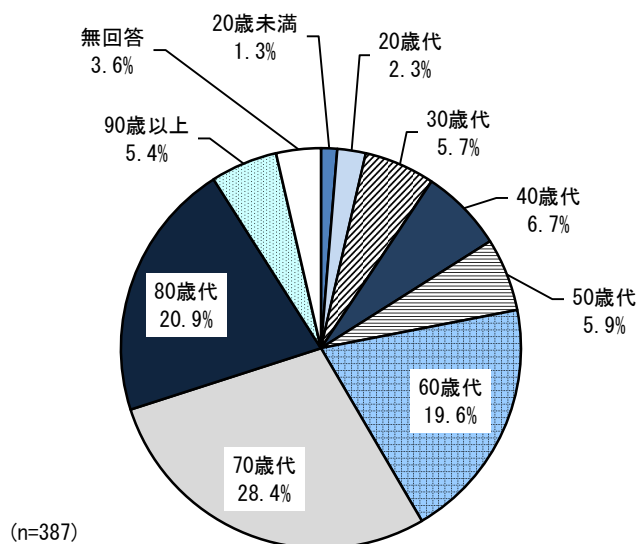
(2) 障がい者手帳所持者 アンケート調査の結果

■回答者の属性

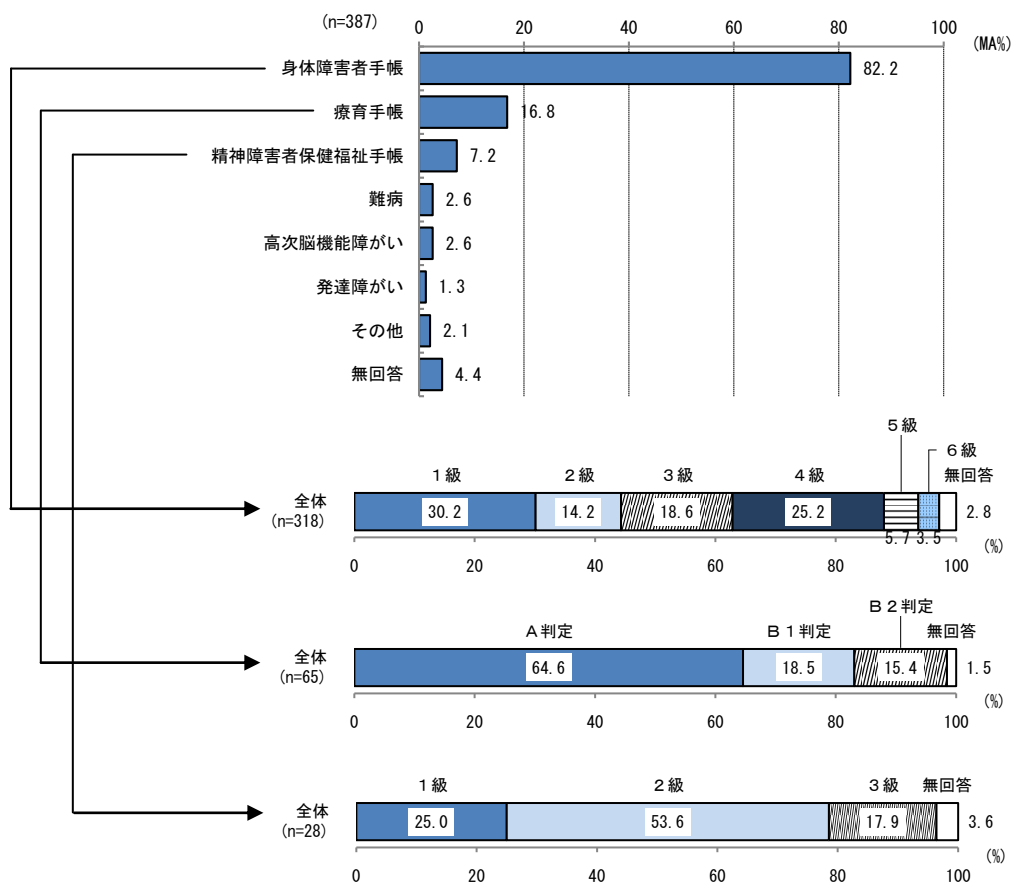
【性別】



【年齢】

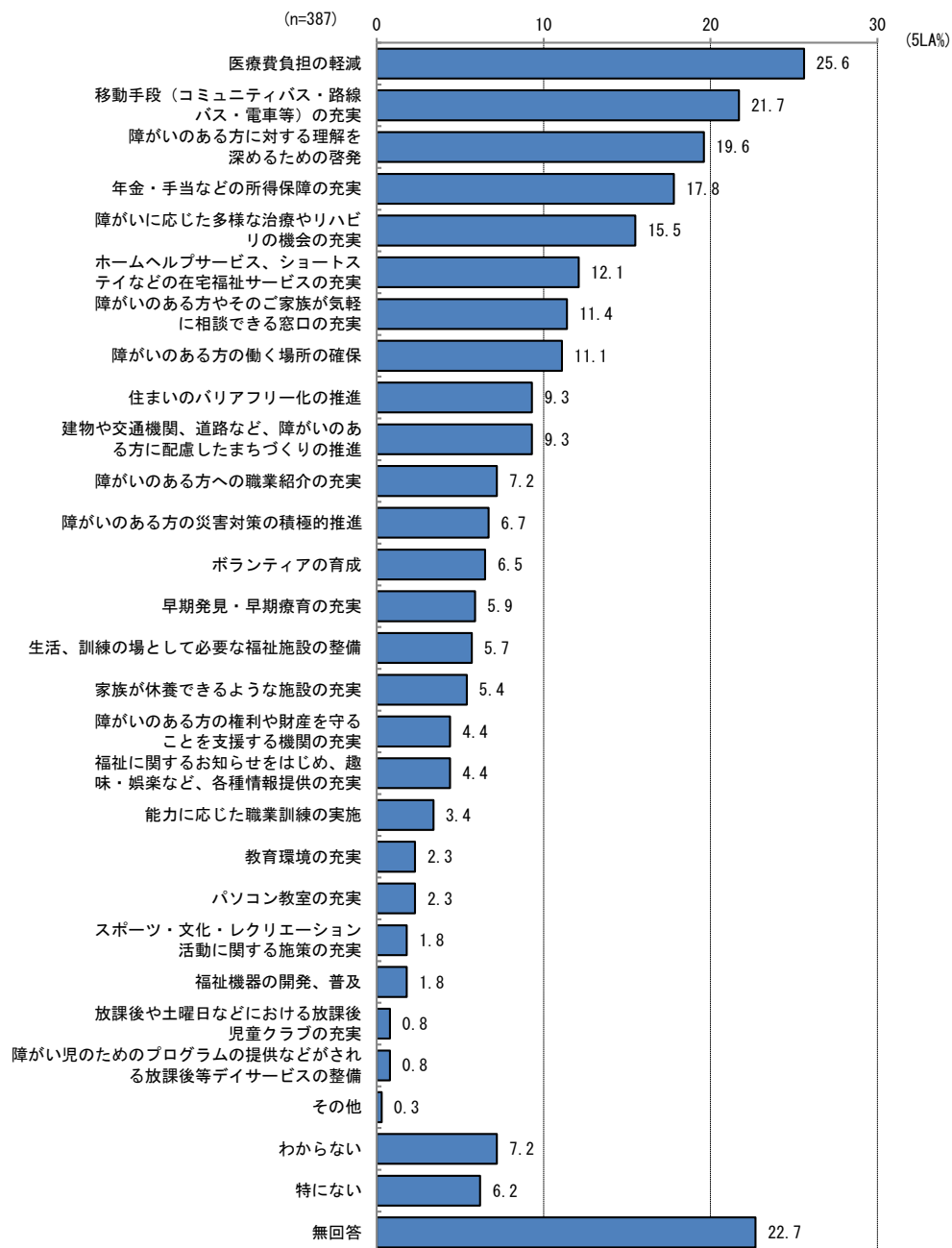


【障害者手帳】



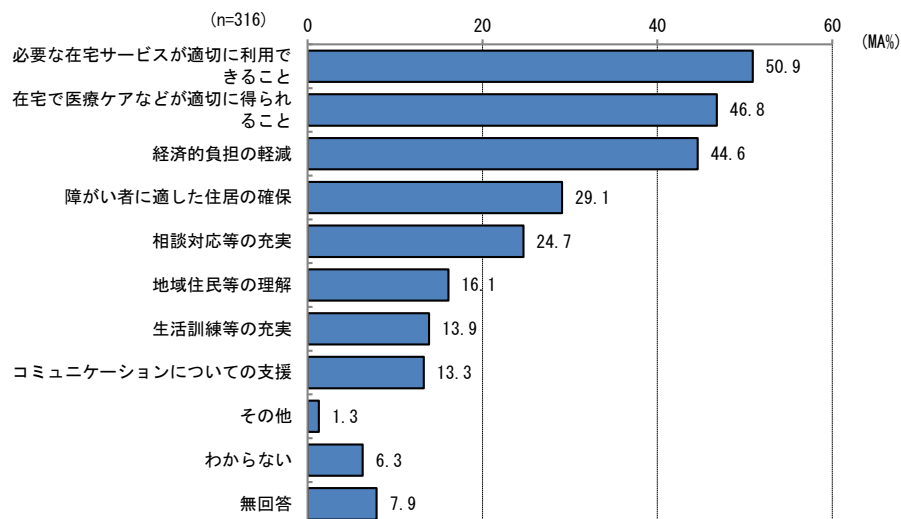
■ 今後能勢町に力を入れてほしいこと

「医療負担の軽減」の割合が最も高い



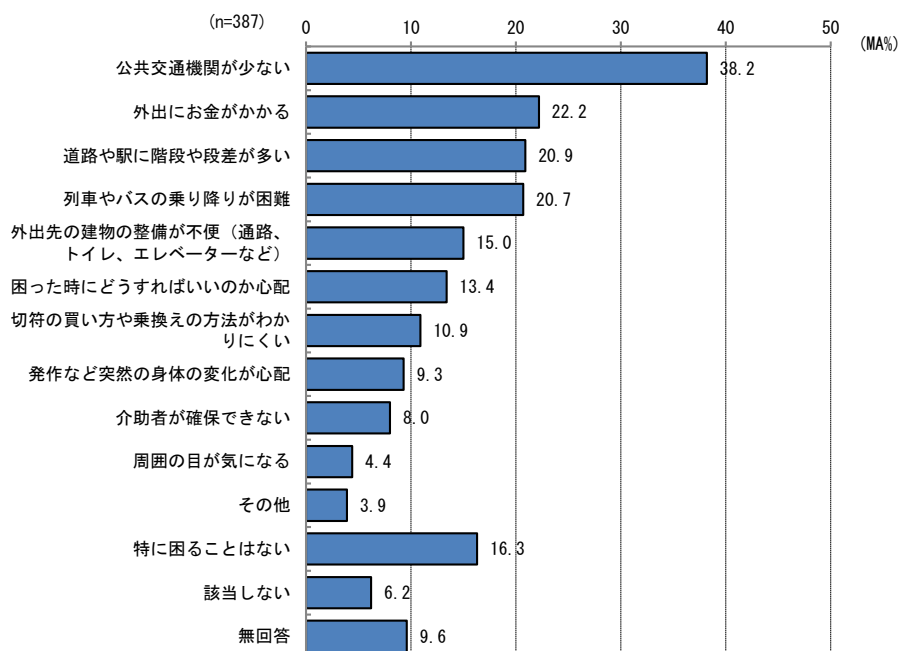
■福祉施設以外で暮らすのに必要と思うもの【複数回答】

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が最も高い



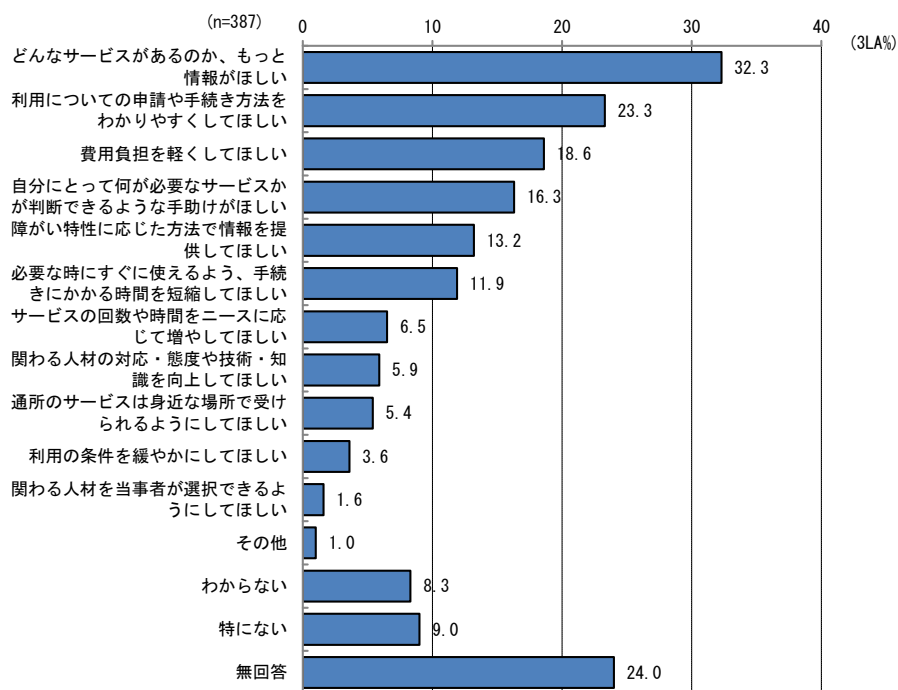
■外出時に困ること【複数回答】

「公共交通機関が少ない」の割合が最も高い



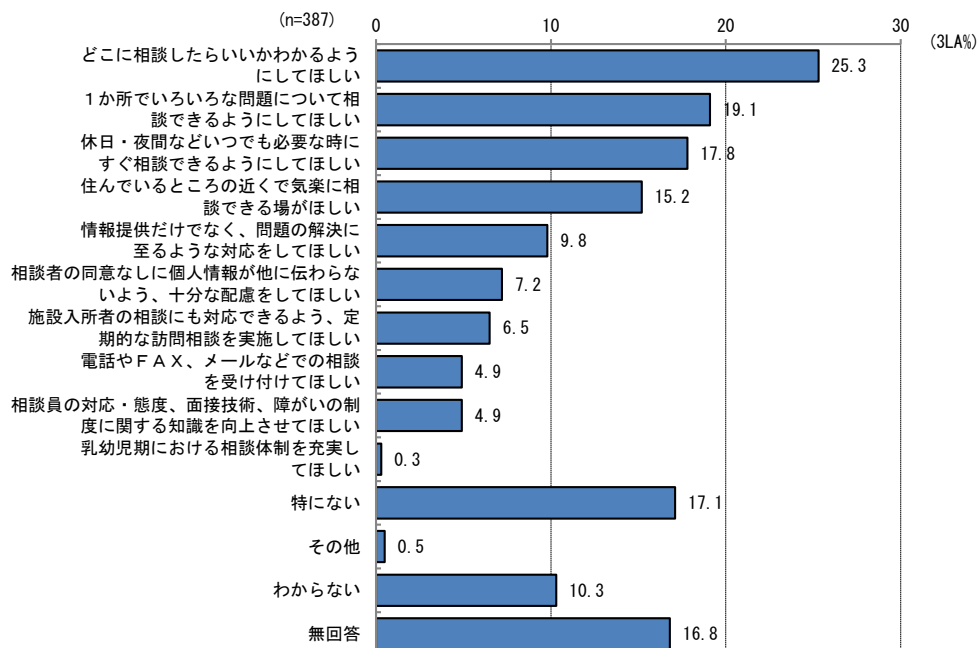
■障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望すること（3つまで）

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が最も高い



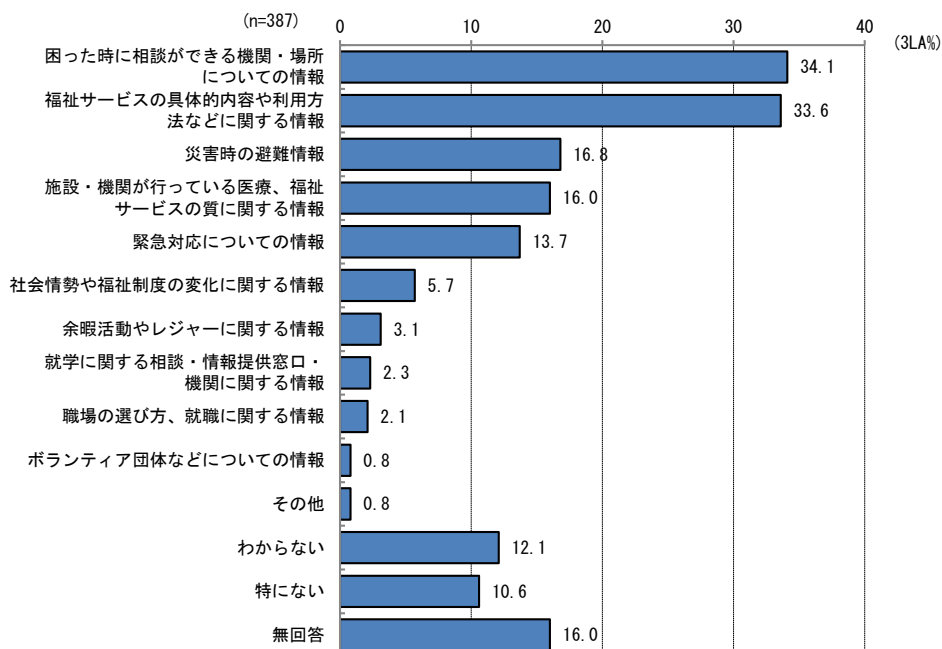
■今後、相談体制に希望すること（3つまで）

「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」の割合が最も高い



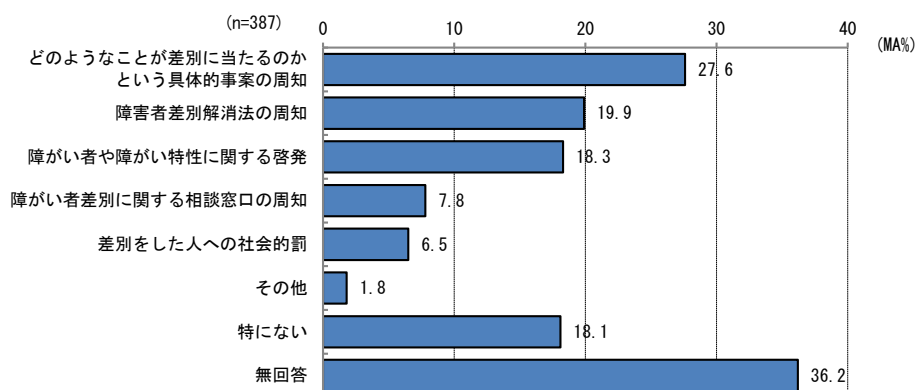
■今後、充実してほしい情報（3つまで）

「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の割合が最も高い



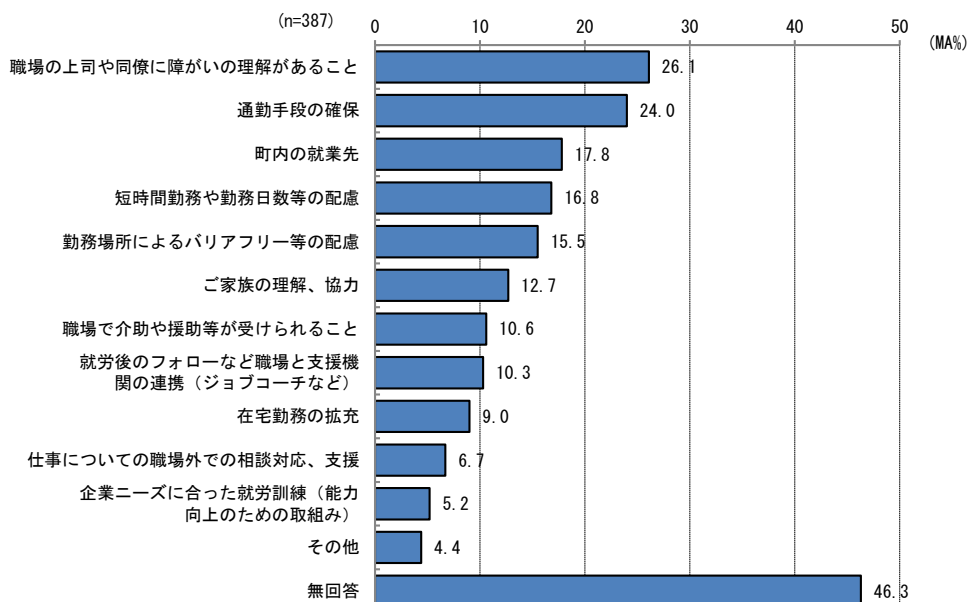
■差別がなくなるために必要だと思うもの（複数回答）

「どのようなことが差別に当たるのかという具体的事案の周知」の割合が最も高い



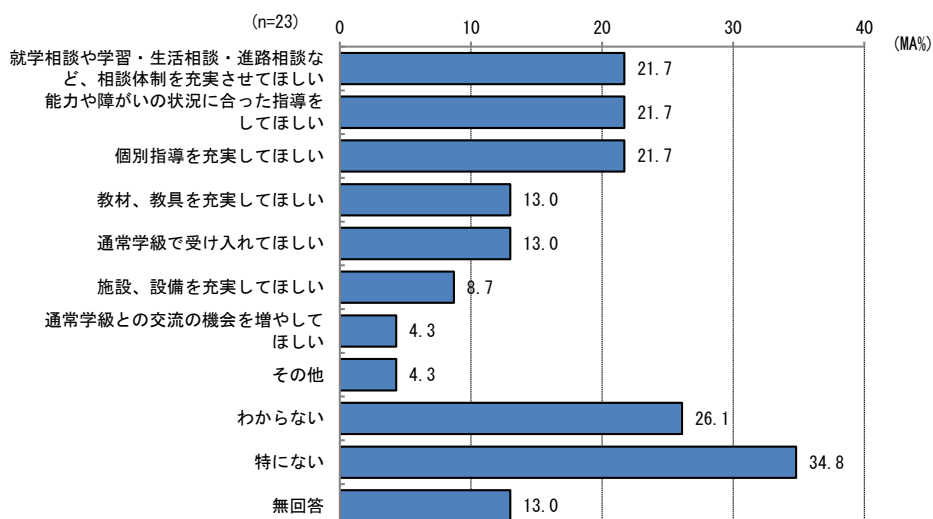
■障がい者の就労支援として必要だと思うもの（複数回答）

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が最も高い



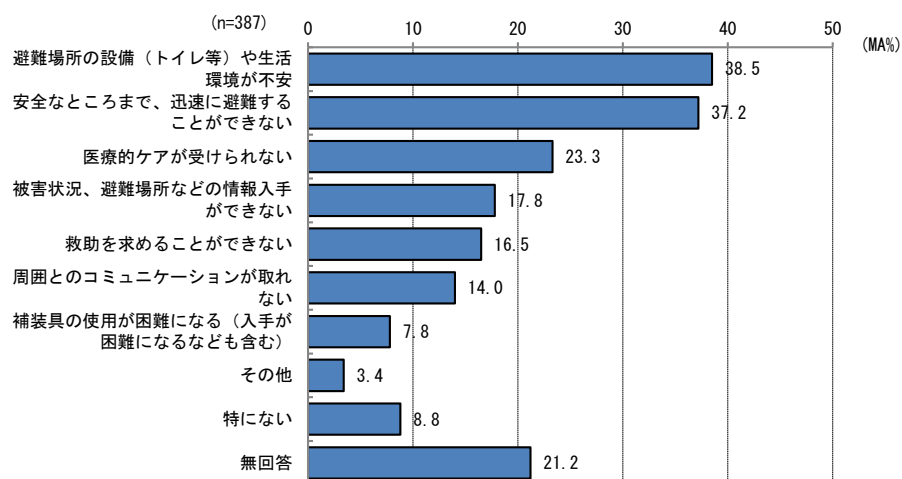
■学校教育に望むこと（複数回答）

「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」
「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」
「個別指導を充実してほしい」の割合が同率で高い



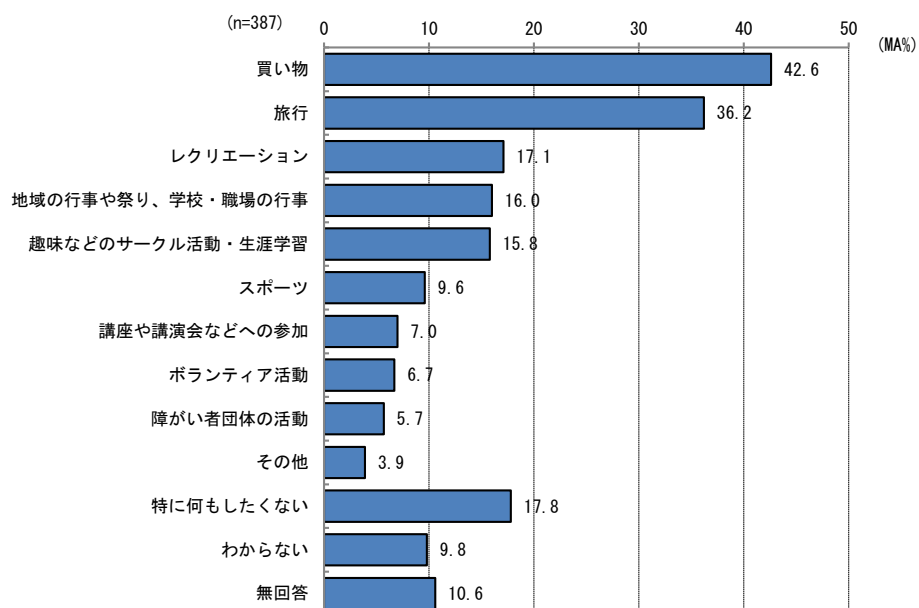
■災害時に困ること（複数回答）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高い



■今後の活動希望（複数回答）

「買い物」の割合が最も高い



(3) 事業所・団体 アンケート及びヒアリング調査の結果

■ 情報提供・相談支援について

- ・ニュータウンなどは情報が共有できていない地区がある。
 - ・学校卒業後の情報共有が薄くなりがち。特に 18 歳以上のケアが大事。
 - ・情報が伝わらず孤立化しない環境が求められる。
 - ・情報源について、障がいのある人や高齢者はネットが使えない人が多いという問題もある。
-

■ 障がいのある人の就労について

- ・町内に障がいのある人が就労できる場所が少ない。
 - ・交通の便が悪い、就労先までの交通手段が少ない。
 - ・雇用を継続するための見守り（就労後のフォロー）が必要。
-

■ 団体運営の課題について

- ・若い加入者が少ない。
 - ・団体に加入するメリットが実感できない（実感できるようなことができていない）。
-

■ サービスの質・量の確保について

- ・各事業所とも、移動支援などを行っているが、移動に要する金額が大きい。
 - ・質・量の確保に向けて、その方の障がい特性にあった適切なサービスの提供が必要であるが、対象者数が多すぎて全員に支援できていない事業所もある。
-

■ 発達障がいについて

- ・発達障がいの方は増加中、入所施設への問い合わせは多い。
 - ・発達障がいと一言に言っても、アプローチ方法は人によって異なる。
 - ・個々を見て得意な部分を伸ばしてあげることが重要。
-

■ 障がい児福祉サービスに関する課題・要望について

- ・自宅と施設以外で触れあう機会が必要。そのためには、地域の人達に理解・知ってもらうことが必要。

■障がいのある人と家族が地域生活を送ることについて

- ・各種制度や活動を充実させるとともに、周囲の理解を得ることが必要。
- ・障がいのある人を取りまく課題としては、働く場、家族の高齢化が大きな問題となっている。
- ・自分が動けなくなったらどうするのかと考え、早めに相談にきてほしい。
- ・地域生活を送る上で、外出しやすい生活環境、近くに通える施設や作業所の確保、相談相手や相談機関の充実が求められている。

■親亡き後を見据えた相談支援等の中期的支援として望まれることについて

- ・今まで住み慣れた地域、家で暮らすためには、近隣の方々の理解が必要。
- ・金銭管理などの相談を受けられるような環境が必要。
- ・元気なうちに将来設計を描く方が良いという話をしても、なかなか伝わらない。

■差別に関する経験について

- ・障がいのある人への理解がまだまだであるという意見もある。
- ・本人が感じるよりも親が差別などを感じる人が多いという意見もある。

■障がい者虐待に関する現状・課題について

- ・事業所では、研修やミーティング、ノート等での引き継ぎ、権利擁護委員会の開催などの取り組みを行っている。
- ・職員が必要に応じて注意などをしても、虐待と感じられるなど、保護者に理解してもらう事や注意が必要。

■手帳を所持していない方について

- ・人前になかなか出られないなど、家族からの情報があって初めて対応できることが多く、保護者の行動が重要。
- ・民生委員に情報があっても、個人情報などの問題で、事業所側に情報が回ってこない状況がある。
- ・手帳を持っていない方でも集まれるサロンなどがあれば良い。

(1) 情報提供の機会・内容と相談体制の充実

障がいのある人は、その障がいの特性から情報収集及びコミュニケーション確保に困難な場合があるため、情報を必要とするすべての人に届くようにするためには、情報を得ることが困難な人の特性やニーズ、必要な配慮を把握する必要があります。

今回のアンケート調査において、障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望することでは「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が 32.3%で最も高く、また、今後、相談体制に希望することでは「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」の割合が 25.3%で最も高く、今後充実して欲しい情報では「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の割合が 34.1%で最も高い結果となっています。

また、事業所・団体の調査でも「ニュータウンなどは情報が共有できていない地区がある」、「学校卒業後の情報共有が薄くなりがち。特に 18 歳以上のケアが大事」、「情報源について、障がいのある人や高齢者はネットが使えない人が多いという問題もある」など、情報が伝わらず孤立化することが懸念されています。

今回のアンケート調査では、障がいの特性により情報を入手する経路が異なっていたりするなど、障がいの特性によって抱える課題やニーズが異なる傾向もうかがえました。

障がいの特性に関わらず、必要とする情報が必要な時にきちんと入手、あるいは届き、障がいのある人の自らの意思により、必要なサービスを受けながら安心した生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー*化、情報利用におけるアクセシビリティ*の向上が求められます。

(2) 就労環境の向上

障がいのある人にとって「就労する」ことは、経済的に自立した生活を送るだけでなく、「自己実現の場」、「社会貢献の場」として重要な意義をもっています。

事業所・団体の調査では「障がいのある人を取りまく課題としては、働く場、家族の高齢化が大きな問題」との認識のほか、「町内に障がいのある人が就労できる場所が少ない」、「就労先までの交通手段が少ない」などの意見がありました。これら就労できる環境を整備することは、障がいのある人が地域生活を送るために重要で、「近くに通える施設や作業所の確保」が必要といった意見もありました。

働く意欲のある障がいのある人に対しては、その適正と能力に応じた就労の機会や場を確保できるよう努めることが求められるほか、就労後、働き続けられるよう見守り（就労後のフォロー）ができる体制の整備が必要です。

（３）移動手段の整備

障がいのある人や高齢者を含めたすべての住民にとって、安全な住みよい福祉のまちづくりを推進していくことは重要です。

今回のアンケート調査において、今後能勢町に力を入れてほしいことでは「移動手段（コミュニティバス・路線バス・電車等）の充実」（21.7%）が「医療費負担の軽減」（25.6%）に次いで高い結果となっています。また、外出時に困ることでは「公共交通機関が少ない」の割合が 38.2%で最も高く、事業所・団体の調査でも「地域生活を送る上で、外出しやすい生活環境の充実」を求める意見や、「交通の便が悪い、就労先までの交通手段が少ない」といった意見がありました。

社会福祉法人やNPO*法人により開始された、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送制度の周知徹底を図るほか、バス事業者に対する補助金のあり方や効率的な移動環境の確保に向けた取組が求められます。

（４）広報・啓発活動の推進

障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するための啓発活動は、単に障がいのある人だけのものにとらえるのではなく、すべての人々の人権が尊重され、ともに生きることを基本理念として取り組んでいく必要があります。

今回のアンケート調査において、差別がなくなるために必要だと思うものでは「どのようなことが差別に当たるのか」という具体的事案の周知」の割合が 27.6%で最も高く、障がいのある人の就労支援として必要だと思うものでは「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が 26.1%で最も高く、今後能勢町に力を入れてほしいことでは「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」の割合が 19.6%で３番目に高くなっています。

また、事業所・団体の調査でも差別に関しては「障がいのある人への理解がまだまだであるという意見もある」や、障がいのある人と家族が地域生活を送るために「各種制度や活動を充実させるとともに、周囲の理解を得ることが必要」、親亡き後を見据えた相談支援等の中期的支援として望まれることについて「今まで住み慣れた地域、家で暮らすためには、近隣の方々の理解が必要」といった意見がありました。

家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において、すべての住民がそれぞれの個性を互いに尊重しあい、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、住民、行政、企業、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じた広報・啓発活動が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1

計画の基本理念

障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体とし、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現ができ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる合理的な配慮が行き届く社会の実現をめざし、本計画の基本理念を“住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち”とします。また、この理念は計画の連続性、整合性を図る観点から、第2期計画の基本的な考えを継承するものです。

基本理念

住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念及び整合性の確保」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」「PDCAサイクル*等を通じた実効性のある取組の推進」の6つを掲げ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ実効性の高い取組の推進を図ることとしています。

これらの総合的、横断的な視点と本計画で掲げる理念を踏まえ、本計画で定める施策を推進する上で、次の基本的視点を位置づけ、庁内関係部局及び関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

（１）共生社会*づくりの推進

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合い、障がいの有無に関係なく、互いの個性を尊重し合いながら共に生きる共生社会*の実現に必要な支援や体制の整備を図ります。

（２）当事者本位の支援展開

障がいのある人の自らの意思により、必要なサービスを受けながら安心した生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努めます。また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー*化を推進し、アクセシビリティ*の向上を図り、その人らしい生活が送ることができる環境づくりを推進します。

（３）総合的かつ分野横断的な施策の推進

乳児期、就学前期、就学期、成人期、高齢期といったライフステージの中で、自らが望む生活の実現を支援できるよう、保健・医療、福祉、教育、就労等各分野の関係機関との連携を確保するとともに、本町の諸計画との整合性にも視点を置きながら、総合的かつ分野横断的な施策の展開を推進します。

3

計画の施策体系

基本理念
住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち

施策分野	施策の方向性
1. 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	・福祉のまちづくり ・住環境の整備 ・情報アクセスの整備 ・防災・防犯対策の充実
2. いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進	・雇用・就労の促進 ・福祉的就労の場の整備促進 ・職業リハビリテーションの充実 ・スポーツの振興 ・文化・芸術活動の推進
3. 生活の質（QOL）*を高める生活支援の推進	・福祉サービスの充実 ・生活における相談支援等の基盤整備の充実
4. 心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進	・保健サービスの充実 ・医療体制の充実
5. とともに学び成長する療育・教育の推進	・療育・幼児教育の充実 ・学校教育の充実
6. 人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進	・啓発活動の推進 ・住民参加による福祉の推進 ・交流の促進

基本的視点
(1) 共生社会*づくりの推進 (2) 当事者本位の支援展開 (3) 総合的かつ分野横断的な施策の推進

第4章 施策・取組の展開

1

暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

障がいのある人や高齢者を含めたすべての住民にとって、安全な住みよい福祉のまちづくりを推進していくことは重要であり、ノーマライゼーション*の理念を具現化していくものです。障がいのある人が住み慣れた地域において、いきいきと自立した生活を送ることができるように、障がい種別の特性やニーズに応じた情報提供や啓発を行い、障がいのある人が安心して生活できる場を確保していくことが必要です。

高齢者の移動ニーズに対応するためには、地域における助け合いも今後重要性が増すものと考えられ、介護・福祉分野においても、こうした活動に一定の役割が期待されています。福祉有償運送については、1事業者が実施している状況ですが、1事業者のみであることに加え、本町の地理的条件等により送迎にかかる距離・所要時間等、さらには事前予約要等の制約により、いまひとつ制度が普及しにくい状況にあるといわれていることから、今後の高齢化社会の進展に対応した供給体制を整備すること、利用しやすい環境・条件整備に努める必要があります。

障がいのある人は、その障がいの特性から日常生活に関する情報の入手が困難な場合があります。そのため、情報入手ができる体制を整備する必要があります。また、災害が起きた場合には適切な行動をとるための周知や情報伝達体制、地域での連携が必要です。災害などの安全対策だけでなく、安心して快適な生活が送れるよう、障がいのある人に配慮した防犯対策に取り組むことが重要です。

(1) 福祉のまちづくり

「大阪府福祉のまちづくり条例」等の対象事案に対し、基準に適合するよう指導することにより、バリアフリー*環境の整備を推進してきました。引き続き、公共施設の整備のほか、公共交通空白地有償運送やバス交通の利用促進に向けて、広報誌を通じて啓発を行うなど、社会参加しやすい環境を整備する「福祉のまちづくり」を推進します。

No.	施策・取組	内容
1	バリアフリー*化の推進等福祉のまちづくりのための環境整備	障がいのある人が不便なく、安心して生活し、社会参加できるように、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が集まる公共施設や福祉施設等のバリアフリー*環境の整備を推進します。
2	交通手段の充実	公共交通機関を補完するために社会福祉法人やNPO*法人により開始された、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の制度周知に努めるとともに運営面における工夫や機能拡充に向けて取り組みます。また、既存移動手段を補完する住民主体の新たな仕組みづくり等に向けて取り組みます。

（２）住環境の整備

障がい種別の特性やニーズ、さらには高齢化に対応した住環境の整備等への支援策を充実させ努めます。また、介護保険と障がい福祉制度に新たなサービスとして位置づけられることとなる「共生型サービス」を念頭に、全世代・全対象型地域包括ケアシステム*の確立に向け、障がいのある人の在宅生活の支援に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	住環境の改善・整備	障がいのある人が居宅において円滑な生活動作等が図れるよう、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成する居宅生活動作補助用具の給付を行います。また、町営住宅については誰もが住みやすい住宅にするため、募集前のリフォーム時にバリアフリー*化を検討します。
2	地域生活基盤の整備	障がいのある人がサービスを利用し続けられるよう、環境整備に努めます。また、多様な地域生活を支援するため、グループホーム等の住まいを支える基盤整備に努めます。

（３）情報アクセスの整備

障がいのある人は、その障がいの特性から情報収集及びコミュニケーション確保に困難な場合があるため、新たな情報提供の方法や手話通訳者の派遣などコミュニケーションに関する支援を充実させ、アクセシビリティ*の向上を図り、その人らしい生活を送ることができる環境づくりを推進します。

No.	施策・取組	内容
1	コミュニケーション支援の充実	聴覚及び音声言語機能の障がいのある人へ、手話通訳者等の派遣事業を継続して実施します。
2	行政情報アクセスの整備	視覚障がいのある人への広報媒体として、音声による「声の広報」の提供を継続して実施します。また、インターネットの活用等、創意工夫のある広報媒体・広報手段により効率的・効果的な啓発・広報を推進します。

（４）防災・防犯対策の充実

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体（行政、区長、消防団、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等）と名簿を共有し、災害時の避難誘導、安否確認ができる体制の整備を図っています。

民生委員児童委員協議会や関係法人等の協力を得ながら、災害弱者*である障がい者等避難行動要支援者名簿の調製や提供・共有により、有事の際の円滑な避難行動支援に

努めているところですが、今後は、災害種別やハザードマップ*等と連動させた個別支援計画の調製や福祉避難所*である能勢町保健福祉センターの機能強化を図るとともに、福祉関係法人・施設との相互応援協定の締結等により、よりきめ細かな対応ができるよう環境整備に努めます。また、障がいのある人をはじめ、住民が犯罪に巻き込まれることのないよう町内に公設の防犯カメラを設置するほか、関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進します。

No.	施策・取組	内容
1	情報連絡体制の整備	防災担当課の避難行動要支援者名簿の更新作業においては、その作成方針を示した上で民生委員児童委員協議会が更新する福祉マップとの連携を図ります。加えて、関係機関等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿や個別支援計画の調製、更新作業を行い、災害弱者*への連絡体制の構築を行います。
2	防犯対策の啓発、防犯活動	防犯対策を推進し、地域の連携を強化することで地域ぐるみの防犯活動の促進と、活動の啓発に努めます。

2

いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進

障がいのある人が多様な場に社会参加し活躍したり、地域でいきいきと働いたりできる環境が身近にあることは、障がいのある人が自立し、主体的に生きがいのある生活を送るためには重要です。

障がいのある人にとって「就労する」ことは、経済的に自立した生活を送るだけでなく、「自己実現の場」、「社会貢献の場」として重要な意義をもっています。働く意欲のある障がいのある人に対して、その適正と能力に応じた就労の機会や場を確保していくことが重要です。公共職業安定所（ハローワーク）、大阪府等と連携をとりながら、雇用・就労に関する啓発を継続して進め、本町の地勢や産業の特性を活かした実効性の高い広域的な就労支援に取り組みます。

また、外出やコミュニケーションを図る際の支援などを通じて、スポーツ・文化・レクリエーション活動などの幅広い活動に参加できるよう条件整備を行い、障がいのある人の一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

（１）雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用については、雇用・就労に関する情報を広報に掲載し、窓口では情報誌を置き啓発活動を行ってきました。引き続き、雇用・就労の機会確保のため、公共職業安定所などと連携を取りながら、9月の障がい者雇用促進月間を中心に、積極的な啓発活動に努めます。また、障がいのある人の雇用に対する理解を深め、雇用の促進に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	啓発活動の実施	町内の障がい者雇用達成状況を把握し、障がいのある人の雇用について事業主や企業の理解と認識を深めるため、「障がい者雇用促進月間（9月）」を中心として、広報や講演会等を活用した積極的な啓発活動を継続して実施します。
2	関係機関との連携	公共職業安定所、大阪府等と連携をとりながら、障がい者雇用に関する啓発を継続して進めます。また、町内はもとより、広域的に障がい者雇用を促進するための就職フェアなどを開催していきます。
3	障がいのある人の町職員採用の推進	障がいのある人の町職員に対する法定雇用率は2.3%ですが、現在3.45%に達しており、今後とも障害者雇用促進法の趣旨をふまえ、継続して適切な雇用に努めます。

(2) 福祉的就労の場の整備促進

障がいのある人の働く機会の充実を図るため、必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の実効性あるさらなる取組を推進していくとともに、より多くの障がい者施設での就労の場の確保や賃金水準の向上に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	福祉的就労の場の確保	保健福祉センター内の喫茶コーナーを障がいのある人の福祉的就労の場とし、また、保健福祉センターの清掃業務の一部を障がい者施設に委託するなど、就労の場の確保を継続して行います。

(3) 職業リハビリテーションの充実

就業自立をめざす障がいのある人に対して、職業リハビリテーションの充実を図ります。地域就労支援事業として、障がいのある人、中高年齢者、ひとり親家庭の父親・母親などの就職困難者等に対して、雇用・就労を促進するために、総合相談センターを開設していますが、この事業を継続して実施し、就労移行支援に加え平成 30 年 4 月からはじまる就労定着支援の実効性ある取組に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	就業継続のための支援	障がいのある人が継続して就労できるように、地域就労支援事業の継続実施と大阪府等関係機関を活用した、就労後のアフターケアを実施します。
2	職業リハビリテーション事業の充実	障がい者職業センターで行われている職業指導、職業訓練、各種講座の紹介と利用を促すことで、職業リハビリテーションを継続して推進します。また、継続して事業の充実を大阪府に要望します。

(4) スポーツの振興

障がいの有無にかかわらずすべての住民が手軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を促進し、地域の中での生きがいづくりを支援します。また、地域で行われるスポーツ大会やレクリエーションを通じた交流を促進します。

No.	施策・取組	内容
1	スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ推進員等の確保と育成を推進し、また、町体育連盟と連携し、障がいの有無にかかわらずすべての住民が参加できるスポーツ・レクリエーション大会の企画に努めます。

(5) 文化・芸術活動の推進

障がいの有無にかかわらずすべての住民に対して、社会参加や自己実現の場となる文化・芸術・レクリエーション活動を推進します。また、これらの活動による住民のふれあい・交流や障がいのある人への理解を深めるため、生涯学習講座の実施や各文化団体の活動を支援することにより、文化・芸術・レクリエーション活動を通じた地域の交流を推進します。

No.	施策・取組	内容
1	情報提供の充実	広報『のせ』、ポスター、インターネット等あらゆる機会を通じて、文化団体などが主催する各種催しなどに関する情報を今後も継続して提供します。
2	障がいのある人の文化・芸術・レクリエーション活動推進	能勢町における文化・芸術のイベントの中で絵画等の作品の展示を行い、すべての住民に対して文化・芸術・レクリエーション活動の推進を今後も継続して行います。また、文化・芸術・レクリエーション活動を通じた地域の交流を推進します。

3

生活の質（ＱＯＬ）＊を高める生活支援の推進

障がいのある人が自らの意思により、地域で安心した生活を送ることができるよう、障がいのある人の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る取組が重要です。また、今後、障がいのある人の障がいの重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するための体制整備が求められます。さらには、今日の情報化社会では、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）＊等を使った情報収集や情報発信はますます重要になっており、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー＊化、情報利用におけるアクセシビリティ＊の向上が求められています。

そのため、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の提供体制の充実のほか、情報へのアクセスのしやすさなど、障がいのある人の地域生活を支える社会環境の充実に努めます。また、町内の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がいのある人の一人ひとりの「生活の質（ＱＯＬ）」＊の向上を図ります。

（１）福祉サービスの充実

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる共生社会＊の実現や、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステム＊の構築をめざし、障がいのある人や障がいのある児童等の支援ニーズの多様化にも、きめ細かく対応するため、サービスの質・量の確保・向上を図るための環境整備等を図ります。

No.	施策・取組	内容
1	障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定	障がいのある人・障がいのある児童等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的に策定します。

（２）生活における相談支援等の基盤整備の充実

地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人の地域生活を支援するための拠点整備やそれら既存・新規資源のネットワーク化による支援体制強化に努め、「親亡き後」の支援も含む、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図ります。当事者本位の考え方に立って個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会をめざします。

No.	施策・取組	内容
1	地域自立支援協議会を中心とした相談体制の整備	地域自立支援協議会において、障がいのある人の地域生活を支援するための体制整備や地域課題の改善・提言を図り、障がいのある人が安心・安全に生活ができるよう、既存・新規資源のネットワーク化を図るなどし、相談支援体制の強化に努めます。
2	基幹相談支援センター*を中心とした相談体制の整備	平成 29 年 4 月に設置した基幹相談支援センター*を中心に、相談支援体制の充実、及び関係機関や関係者との連携を推進します。

4

心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進

障がいのある人が地域においていきいきと自立した生活をし、社会参加を可能にするためには、障がいのある人自身が健康であることが基本です。そのためには、健康を保持し、その増進を図るための保健・医療サービスを充実していく必要があります。また、障がいなどの予防と早期発見・治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えるための重要な取組です。

障がいを早期発見、早期治療し、障がいのある人の高齢化に対応していくために、乳幼児から中高年者にいたるライフステージに応じた健康・医療サービスの充実に努めます。

(1) 保健サービスの充実

障がいのある人の健康を保持・増進するため、すべてのライフステージに応じた健康づくりや相談の充実に努めます。早期治療につなげるために、特定健診を受診しやすい環境を整えるなど、健康診断の内容の充実や受診率向上を図ります。

No.	施策・取組	内容
1	相談機能、保健指導の充実	保健福祉センターを拠点に、センター内での相談のみならず住民ニーズに応じて地域に根ざした健康相談、保健指導を充実します。
2	母子保健相談の実施	定期的な相談の場だけでなく、母子に関わるすべての事業において育児不安等の解消のために相談機能も盛り込み展開します。
3	二次障がい*の予防や疾病への対応	必要に応じて関係機関と連携して、障がいのある人の二次障がい*の予防や疾病への対応を強化します。

(2) 医療体制の充実

医師会等関係機関と情報共有し連携を図りながら医療体制の充実に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	診療体制の充実	保健福祉センターと医師会等との連携を図りながら、継続して診療体制の充実を図ります。
2	情報連携の推進	地域包括ケアシステム*の構築には、福祉・介護・保健医療の連携が不可欠であり、医療の支援については、関係者相互の連絡調整はもとより、情報共有・連携等の環境・体制整備に向けた取組を推進します。

5

ともに学び成長する療育・教育の推進

障がいのある児童等一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるように、それぞれの障がいの状態やニーズに応じた適切な療育及び教育を行うことが必要です。また、障がいの有無に関係なく、子どもたちが地域でともに学び育つことができる環境は、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念を育むためにも重要です。

そのためには、地域の保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校による連携や、児童発達支援センター*を地域における中核的な支援施設として位置づけた体制を整備するなど、ともに学ぶ場を充実し、障がいの状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性をともに伸ばす教育の推進を図ります。また、保健・医療、福祉、教育等の各関係機関及び地域の人々との連携を密にして、障がいのある児童等の医療的ニーズへの対応や、特別な支援が必要な障がいのある児童等も含めた支援体制の整備を図り、社会全体で障がいのある児童等の健やかな成長を支えていきます。

(1) 療育・幼児教育の充実

平成 29 年 4 月に設置した子ども家庭総合支援拠点「子どもの未来応援センター(子育て世代包括支援センター)」を中心に、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備により、相談窓口・情報管理の一元化を図っています。また、障がいのある児童等の入所に対応する職員の適切な人事配置や人材育成を引き続き推進するとともに、池田子ども家庭センター、池田保健所、保育所、教育機関などの関係機関と連携することにより、療育・幼児教育の充実を図ります。

No.	施策・取組	内容
1	療育相談の実施	障がいのある子どもなどが安心して生活でき、保護者も含めていつでも相談できる体制を充実します。
2	保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実	今後も保育所入所希望に応じて適切に保育士の加配を行い、保育士研修等により人材育成に努めます。
3	発達障がいへの支援	心理判定員や作業療法士による巡回相談・支援等の子育て支援コーディネーター*事業を充実させることにより、発達障がいの早期発見や家庭支援に努めます。

(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進するため、教育上の相互理解や教員の専門性の確保等に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	学校教育の環境充実	教材・教具などにユニバーサルデザイン*に考慮したものを使用するなど、あらゆる児童等に対応した教育環境の整備に努めます。
2	障がい状態の多様化にあわせた教育内容の充実	一人ひとりのニーズに応じた支援を実施するため「個別の教育支援計画」を策定します。
3	福祉教育の推進	小中学校においては今後も交流活動等を行うとともに、地域の福祉施設との交流活動、支援学校との交流を図ります。
4	就学・教育相談の充実	就学相談及び指導、就学前の相談体制は今後も充実を図るとともに、就学してからも気軽に相談できる体制の構築を図ります。
5	特別支援教育を展開する学校等に対する支援の推進	障がいのある児童等への支援、相談、情報交換、発達相談、訪問相談等を行い、小学校と中学校の連携を図ります。また、保育所・幼稚園・高等学校との連携をさらに深め、就学前と義務教育終了後の相談体制を充実していきます。

障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するための啓発活動は、単に障がいのある人だけのものにとらえるのではなく、すべての人々の人権が尊重され、ともに生きることを基本理念として取り組んでいく必要があります。その上で、障がいのある人が一人の人間として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲や能力に応じて社会に参加できる機会が均等に確保されることが必要です。

家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において、すべての住民がそれぞれの個性を互いに尊重しあい、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、障がいのある人ない人とのふれあいの場の充実を図るほか、住民、行政、企業、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の周知や広報・啓発活動を推進していきます。

また、障がいのある人のなかには自分の思いや考えを正確に伝えることが難しい人がいることから、権利侵害にあいやすいという状況が生じています。

人権尊重の視点に立って、障がいのある人の権利擁護を推進していきます。

(1) 啓発活動の推進

障がい及び障がいのある人に関する正しい理解と認識を促すため、行政、企業、人権・障がい者団体などの民間諸団体など、すべての住民に対する啓発・権利擁護を推進します。また、障がいの有無に関わらず、すべての住民が参加できる垣根を越えたイベント実施や、ユニバーサルデザイン*の理念啓発をはじめとした障がいに関する理解と認識を深めるための啓発活動を推進し、地域共生社会*の実現に努めます。

No.	施策・取組	内容
1	啓発活動の推進	障がいある人への差別解消に向け、住民が障がいのある人や障がいに関する理解と認識をさらに深めるための取組を推進します。特に障がい者の日（12月9日）を含む障がい者週間（12月3日から12月9日）に広報などを広く活用し、今後も啓発活動を推進していきます。
2	権利擁護の推進	障がいのある人への虐待防止など、障がいのある人への権利侵害に対応し、そのハンディキャップを補って、社会生活を支援していくため、当事者や関係団体、「大阪後見支援センター（あいあいねっと）」等の関係機関との連携を図り、障がいのある人の権利擁護を推進していきます。

(2) 交流の促進

障がいのある人の主体的な社会参加を広げるために、既存資源を活用し、全世代・全対象型の通いの場を設け、障がいのある人が参加しやすい環境をつくれます。また、障がいのある人を含むすべての住民が相互に理解と認識を深め、気軽に参加できる、ふれあいや交流を促進する事業の充実を図ります。

また、ボランティアグループ・サークルの育成と活動の支援を今後も継続して行います。

No.	施策・取組	内容
1	住民のふれあいや交流を促進する事業の充実	既存資源を活用することにより、地域において住民のふれあいや交流を促進するよう努めます。また、持続的なファシリテーターが必要となることから、拠点となる社会福祉・教育施設等に生活支援コーディネーター*やコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)*等の配置を検討します。
2	ボランティアグループ・サークルの育成と活動の支援	社会福祉協議会で実施するボランティアセンター活動事業に関して今後もさらなる支援を行うとともに、ボランティアセンター運営のための支援を実施し、ボランティアグループ・サークルの育成と活動支援を継続して行います。

第5章 計画の推進体制

1

計画の推進体制

本計画を推進するため、関係機関、関係部局との連携を図りながら、障がいのある人の多種多様なニーズに応じて、適切な支援ができるよう各施策の実施に努めます。また、障がい施設関係者・団体等の代表者等とともに計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、相談事例などから、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげます。

2

国や大阪府、近隣市町との連携

本計画の推進にあたっては、必要に応じて国や大阪府に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めます。また、近隣市町と連携していく必要のあるものについては、豊能郡や大阪府が設定している「障がい保健福祉圏域」で積極的に推進していきます。

3

保健・医療・福祉との連携

保健・医療・福祉等の各関係機関及び地域の人々の連携を密にし、発達障がいの早期発見、早期支援等、乳幼児から中高年齢にいたるまで、支援できるよう取り組みます。

4

人材の育成と確保

障がいのある人の生活を一体的に支えていくためには、人材の育成と確保が必要となります。そのため、本町では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条の規定に基づき定められた対応要領により職員の適切な対応に努めてまいります。加えて、大阪府等の関係機関・団体で実施される各種研修に参加するなど、職員のさらなる意識の改革と資質の向上をめざすとともに、事業者等についても参加を促します。

資料編

1

能勢町障がい者計画等推進委員会設置要綱

能勢町障がい者計画等推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能勢町附属機関に関する条例（平成26年条例第1号）に規定する能勢町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）について、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、障がい福祉施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 住民代表者
- (5) その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は原則として公開する。

(報酬)

第7条 学識経験者の報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）別表第1の規定にかかわらず、出務1日につき10,000円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(能勢町障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 能勢町障害者計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに任命される委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

能勢町障がい者計画等推進委員会委員名簿

	区 分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	大阪市立大学 生活科学研究科	准教授	野村 恭代	委員長
2	障害者団体	能勢町身体障害者福祉会	会長	八木キヨミ	
3	障害者団体	能勢町手をつなぐ親の会	監事	塩田 恒美	
4	障害者団体	能勢町障がい児（者）父母の会	会長	田邊 康	
5	障害者団体	てしま会能勢分会	会長	藤原 勇	
6	医療機関	能勢町国民健康保険診療所	医師	宇佐美 哲郎	
7	相談支援事業者	福祉相談くすのき	管理者	高橋 基樹	
8	地域活動支援センター	精神障害者地域活動支援センター咲笑	相談支援専門員	石川 貴之	
9	障害者支援施設	夢来人の家	施設長	坂井 幸一	
10	障害者支援施設	障害者支援施設 とものがき	施設長兼法人本部事務長グループホームクローバー管理者	高田 聡文	
11	障害者支援施設	宝島	サービス管理責任者	中 幸男	
12	障害者支援施設	大里荘	管理者	永棟 真子	
13	障害者支援施設	くりのみ園	施設長	大崎 年史	
14	障害児支援施設	地域支援センター 第2わとと	管理者兼児童発達支援管理責任者	片瀬 真由美	
15	社会福祉協議会	能勢町社会福祉協議会	事務局長兼課長	松下 和之	
16	民生委員・児童委員	能勢町民生委員児童委員協議会	副会長	中田 佐	副委員長
17	公募で選ばれた者			細谷 常彦	
	(関係行政機関)オブザーバー	大阪府池田子ども家庭センター		菱山 侑子	
	(関係行政機関)オブザーバー	大阪府池田保健所		路川 喜一	
	(関係行政機関)オブザーバー	学校教育課		重金 誠	

3

用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

N P O

Nonprofit Organization の略で「民間非営利組織」の意味。医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織をいう。特定非営利活動促進法（N P O 法）による認証を受け、法人格を得た N P O の団体を N P O 法人（特定非営利法人）という。

【か行】

基幹相談支援センター

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るために能勢町保健福祉センター内に平成 29 年度に設置し、障がいのある方の総合的な窓口として地域住民や関係機関から相談を受け付けている。

（地域）共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

生活の質（Q O L）

Quality Of Life の略で、物理的な豊かさやサービスの量、個々の身近自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

子育て支援コーディネーター

子どもとその保護者、妊娠している方に、さまざまな子育て支援事業の中からより個別ニーズに合ったものを利用してもらえるよう、教育・保育施設や地域の取組などの情報を集約して提供し、必要に応じて、相談・助言、関係機関との連絡調整を行う。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

Community Social Worker の略で、地域において、さまざまな問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度とのつなぎ役等を担う専門的知識を有する総合相談支援員。

【さ行】

災害弱者

災害時、自力での避難が通常の者より難しく、避難行動に支援を要する人。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

成年後見制度

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが契約締結や費用支払いなどの財産管理、施設や介護サービスの選択などの療養看護についての契約などの法律行為を行うのが困難な場合に、後見人などを選任することにより、これらの人を支援する制度。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Social Networking Service の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

【た行】

地域包括ケアシステム

医療や介護、保健福祉サービス、高齢者の住まいなどが連携して一体的にサービスを提供することで、高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制。ソフト面では、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者が連携して、高齢者のニーズに応じた適切なサービスを提供し、ハード面では、高齢者の住まいや施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されている体制をいう。

【な行】

二次障がい

抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうもの。

ノーマライゼーション

「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」とされている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

パブリックコメント

行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に初案を公表し、それに対して出された住民の意見や提案を政策に反映させる制度。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

P D C A サイクル

事業を継続的に改善する仕組み。計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を表し、一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結び付ける手法のこと。

福祉避難所

災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した避難施設。

【や行】

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。